

対象品目:全品目

規範項目

32

廃農薬や農薬の空容器の適切な処理

規範の必要性や背景

*農家は「事業者」であるため、使用期限が過ぎた農薬や農薬の空容器などは、関係法令に基づき、排出した事業者が産業廃棄物として自ら適切に処理することが義務付けられています。

取組事項

- 農薬は廃棄することのないように、計画的に購入し、全て使い切るようにする。
- 使用が禁止されている農薬や使用期限が過ぎた農薬などは、入手した業者に引き取ってもらうか、産業廃棄物処理業者と契約して処分を委託するなど、適切に処分する。
- 農薬の空容器は、中に農薬が残っていないことを確認してから廃棄する。使用済容器の洗浄液は、同じ農薬の希釈に使用する。
- 使用済みの空き容器は他の用途に使用しない。
- 野焼きは絶対に行わず、産業廃棄物処理業者と契約して処分するなど適切に処分する。

解説

●不要な農薬は適正に処理しましょう。

- ・処分する農薬を出さないよう、必要量のみを購入し、使い切りましょう。使用できない不要な農薬は産業廃棄物になります。使用者が産業廃棄物処理業者に処分を委託してください。産業廃棄物処理業者は、一般社団法人茨城県産業廃棄物協会 (<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp/index.htm>)に問合せるか、HPで検索してください。
- ・不要な農薬（希釈前の薬剤）や余った薬液を河川や水路に流すことは法律で禁止されていますので絶対にやめましょう。

●農薬の空き容器の処分方法

- ・容器内の農薬を取り除いてから、入っている農薬や容器の種類に応じて、産業廃棄物として適切に処分してください。

●使用済み容器中の付着農薬の除去法(参考：農薬工業会HP)

①瓶状や缶状の容器（プラスチック袋、アルミ蒸着袋など、中を洗える袋もこれに準ずる）

- ・中身の農薬をボタ落ちが無くなるまで移し終わったら、容器に水を加えてよく振り、散布液に加える。
- ・これを計3回繰り返し、容器内の水をよく切って、まとめて保管する（下記の表参照）。



図 洗浄済みの容器はまとめて保管

写真：鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター

表 洗浄により容器より除去した農薬量（農薬工業会試験成績より）

農薬（剤型）	洗浄1回目（%）	洗浄2回目（%）	洗浄3回目（%）
A（液剤）	98.45	99.43	>99.43
B（乳剤）	99.23	99.91	99.94

※表中の数字は、4回実施した洗浄液総量に含まれていた農薬量を100として、各回の洗浄液に含まれていた農薬量をもとに除去率を算出し、累積除去率として表したものの。

②紙袋の容器（容器の材質から中を洗えないもの）

- ・中身の農薬を移したのち、さらに袋を軽く叩いて内面への付着分を防除器具や希釈用容器に入れる。
- ・眼に見えるような付着分がないことを確認し、たたんで保管する。

③揮発性農薬（D-Dやクロロピクリン剤等）の入った缶状の容器[規範項目30(66ページ)参照] （参考：クロロピクリン工業会のHP）

- ・付着液処理には、周囲に影響を及ぼさない場所に、口栓をはずした缶を逆さにして倒れないよう土寄せをする。（1～2日で缶の付着液はなくなる）
- ・そのまま1ヶ月ほど置いておき、臭いがなくなったら回収して産業廃棄物として適正に処理する。

*「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、産業廃棄物の野焼きは禁止されています。
（参考：茨城県廃棄物対策課HP）

◆参考情報

- ・一般社団法人茨城県産業廃棄物協会HP
<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp> TEL029-301-7100
- ・農薬工業会HP <http://www.jcpa.or.jp>
 - * 使用済み容器中の付着農薬の除去と空容器の処分に関するガイドライン
http://www.jcpa.or.jp/user/pdf/guideline_container.pdf
 - * 使用残農薬の管理と処分に関するガイドライン
http://www.jcpa.or.jp/user/pdf/guideline_pesticide.pdf
- ・クロロピクリン工業会HP <http://www.chloropicrin.jp/fm/akikan.html>
- ・茨城県廃棄物対策課HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/haitai.htm>

◆関連法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
（総務省HP 法令データ提供システムで入手可能）